質 問 第 八 号平成二十年一月二十一日提出

消失した在ウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応と国民の税金で購入し

た美術品に対する外務省の認識に関する質問主意書

出者 鈴木宗男

提

消失した在ウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応と国民の税金で購入し

た美術品に対する外務省の認識に関する質問主意書

「政府答弁書」 (内閣衆質一六八第三七八号)を踏まえ、 以下質問する。

外務省が一九九二年に購入した日本画「潮の舞」が、在ウズベキスタン大使館に配置された後に所在が

わ からなくなり、外務省が二〇〇六年にウズベキスタン当局に調査を依頼し、外務省としても調査 议

下、 「調査」という。)を行っていることについて、 「調査」の対象となった人物の官職氏名を問うたと

ころ、 「政府答弁書」では「お尋ねの 『潮の舞』 については、 在ウズベキスタン日本国大使館 (以下、

「大使館」という。) においてその所在が確認できなくなったため、 外務省大臣官房及び大使館が、 大使

館の歴代公館長、 会計担当者及び現地職員等から聞き取り調査を行った」との答弁がなされているが、 右

答弁にある 「歴代公館長」、 「会計担当者」、 「現地職員等」それぞれの氏名を明らかにされたい

二 「政府答弁書」では、一の人物の 「調査」に対する回答の具体的内容が明らかにされていない。 「政府

答弁書」には 「有力な情報は得られず」とあるが、具体的に一の人物からどの様な回答があったのか、 そ

の具体的内容をそれぞれの人物ごとに明らかにされたい。

 \equiv 「政府答弁書」では、二〇〇七年五月二十四日付で「美術品に関する 『週刊金曜日』の記事について」

との題で、 在外公館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えたとする週刊 金曜 日の 記事 (以 下、

「記事」という。)の内容は事実ではない旨反論する文章(以下、「文章」という。)を外務省HP上に

掲載していることについて、在チリ大使館の『早春富士』、ユネスコ代表部の『路・想春』、 画題不明の

美術品、 そしてEU代表部の『青瓷瓢花瓶』の四点(以下、「四点」という。)のみを取り上げ、 なぜ

「潮の舞」 に触れなかったのかという問いに対し、 「御指摘の外務省ホームページの見解については、 御

指摘の記事に事実に反する記述が含まれており、 外部から事実関係に関する照会が多くなされたことか

ら、 事実に反する記述の例示として掲載したものであって、 御指摘の記事に掲載されている美術品すべて

に ついて説明することを目的としたものではない。」との答弁がなされているが、 では外務省は、 記

事」の事実関係についての外部からの照会(以下、 「照会」という。)があった時、 なぜ 「四点」の みを

「文章」で取り上げ、 「記事」で指摘されている美術品九十八点全てについて説明しようと考えなかった

のか。

兀 「文章」の中で 「潮の舞」 を取り上げないと決めた人物は誰か。

五. 四の人物が 「文章」の中で 「潮の舞」 を取り上げないと決めた理由を明らかにされたい。 また、 その決

裁書は作成されているか。

六 「照会」とは、具体的にどの様なものを指しているのか。

七 「照会」の中に、 「潮の舞」に関する照会、 問い合わせはあったか。

八 七で、あったのならば、 それに対して外務省はどの様な回答をしたのか明らかにされたい。

九

「政府答弁書」で外務省は

「外務省としては、

『潮の舞』の所在が確認できなくなったことについて、

先 の答弁書 (平成十九年六月五日内閣衆質一六六第二五○号)等で随時明らかにしてきており、 『潮の

舞 0 所在が確認できなくなったことを『隠そうとした』ことはない。」と答弁しているが、 右答弁にあ

る 「先の答弁書 (平成十九年六月五日内閣衆質一六六第二五〇号)等」とは何か全て挙げられたい。

+ 外務省は鈴木宗男衆議院議員が提出した質問主意書 (以下、 「質問主意書」という。)に対する政府答

弁書以外で、 「潮の舞」の所在がわからなくなったことを明らかにしたことがあるか。あるのならば、そ

の具体例を挙げられたい。

+ 「質問主意書」 が提出される以前に、 外務省は 「潮の舞」 の所在について問い合わせを受けたことが

あるか。

考えであったのか。

右質問する。

十二 十と十一で、ないのならば、 外務省は「潮の舞」の所在がわからなくなったことをいつ明らかにする